

国立大学法人東京医科歯科大学

統合改革機構規則

〔平成30年5月30日〕
規則第43号

（総則）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合改革機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、大学改革に関する企画を行うことにより、本学の基本理念を達成することを目的として設置する。

（機構の業務）

第3条 機構は、大学力を向上するための改革に関する業務を行う。

（機構長）

第4条 組織運営規程第14条の2の第2項に規定する機構長は、学長をもって充てる。
2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

（副機構長）

第5条 機構に、副機構長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。
3 副機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前までとする。

（教職員）

第6条 機構に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

（改革戦略会議）

第7条 機構に、改革戦略会議を置く。
2 改革戦略会議は、第3条に掲げる業務を遂行するため、本学の改革に関する事項及び学長から指示のあった事項を審議する。

（改革戦略会議の組織）

第8条 改革戦略会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学長が指名する副学長 若干名

- (4) 学長が指名する副理事 若干名
 - (5) その他学長が指名する者
- 2 前項第5号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

- 第9条 前条第1項第5号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
 - 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第10条 改革戦略会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 2 議長は、改革戦略会議を招集し、これを主宰する。
 - 3 議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

(議事)

- 第11条 改革戦略会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第13条 改革戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第14条 機構に関する庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

- 第15条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、改革戦略会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日より適用する。
- 2 この規則施行の際の機構の教職員については、学長が選考する。
- 3 国立大学法人東京医科歯科大学大学力向上戦略会議規則（平成26年規則第33号）は、廃止する。

附 則（令和2年4月28日規則第43号）

この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則（令和3年3月24日規則第30号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。